

## 平成30年度高校生海外派遣交流事業実施要綱

### 1 目的

次代を担う若者が、海外での異文化体験を通じてグローバルな視野と感性を醸成するとともに、日本や遠野を考える契機として国際理解や国際交流への関心を高め、国際化に対応することができる人材の育成に資することを目的とする。

また、先進的な現地企業の研修等により、生徒が具体的な将来像について幅広く考える機会とする。

### 2 主催

一般財団法人遠野市教育文化振興財団（以下「財団」という。）

### 3 共催

遠野市

### 4 協力

岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校

### 5 派遣先

- ・アメリカ合衆国テネシー州チャタヌーガ市  
C S A S校 (Chattanooga School for the Arts and Sciences)
- ・ニューヨーク市

### 6 派遣期間

平成31年1月4日(金)から1月19日(土)まで(14泊16日)

※受入れ側の都合その他の事由により、変更となる場合がある。

※往路は中学生海外派遣交流事業派遣生と一緒に出発し、復路は別となる。

### 7 内容

ホームステイや学校での体験を通じて、アメリカの文化や歴史、生活習慣等について理解を深めるとともに、企業見学等によりグローバルな視点で将来像を描けるようになる研修内容とする。

### 8 派遣人数

(1) 高校生8名以内、引率者2名

(2) 各学校の派遣枠

|          |      |
|----------|------|
| 遠野高等学校   | 5～6名 |
| 遠野緑峰高等学校 | 2～3名 |

} この派遣枠内で8名を選考します。

## 9 派遣生の応募資格

市内の高等学校に在籍する1・2年生とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 事業の趣旨をよく理解し、主催者の計画に従って規律ある行動ができる者
- (2) 海外派遣に応募する動機が明確である者
- (3) 異文化に興味を持ち、知りたい学びたい意欲がある者
- (4) 保護者の同意を得ている者
- (5) 事前研修に休まず積極的な参加ができる者
- (6) 帰国後、国際理解や国際交流活動に積極的に参加することができる者
- (7) 健康状態が良好で、旅行及び長期滞在に耐えられる者

## 10 経費

- (1) 主催者は、派遣生に旅行費用の10分の9の額（千円未満切捨て）を助成するものとする。
- (2) 引率者に係る旅行費用は、主催者の規定に基づき全額主催者が負担する。ただし、パスポート取得費用、任意海外保険料、現地行動費その他の費用は引率者の負担とする。
- (3) 事前研修会、旅券発行手続きに要する費用、健康診断、保険に関する費用その他の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 参加を辞退した場合、それまでに要した費用は、参加者の負担とする。
- (5) 参加者がやむを得ない理由で派遣期間の途中で帰国した場合は、係る費用のうち旅行費用から助成額を差引いた額を還付又は請求するものとする。
- (6) 参加者は、遠野市中高生海外派遣資金貸与条例に基づき、派遣資金の貸与を旅行費用の範囲内で申請することができる。  
貸与者の決定は、遠野市中高生海外派遣資金貸与選考委員会の推薦により、市長が行う。

## 11 派遣生の募集

- (1) 募集方法  
学校等を通じて募集する。
- (2) 提出書類  
ア 派遣生提出書類 参加申込書（様式1-1）、参加希望調書（様式1-2）、同意書（様式1-3）  
イ 各学校提出書類 調書
- (3) 募集期間  
平成30年6月下旬から約2週間

## 12 派遣生の選考及び決定

- (1) 選考委員 選考委員は、3名以上とし、財団理事長が委嘱する。任期は委嘱の日から派遣生が決定された日までとする。
- (2) 選考 派遣生は、提出書類を全て提出した者の中から選考し、その選考方法は、参加希望調書、調書及び面接の総合評価とする。なお、面接では、3分間のプレゼンテーション（志望理由と自己PRについて自由に表現するもの）の時間を設けるほか、対

話形式での英語コミュニケーション等を行う。

自己都合により当日面接を受けられない者は欠席とみなす。

- (3) 選考基準
- ア 英語に興味を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとしている者か。
  - イ 心身ともに健康である者か。
  - ウ 学校内の仲間と協力し、規律ある団体生活ができる者か。
  - エ 自ら進んで学校生活、地域活動及びボランティア活動に取り組んでいる者か。
  - オ 国際交流の趣旨を理解し積極的に携わろうとする意思がある者か。

※ 派遣予定者については、出発前に健康状態を把握するためのアンケートを配布する。様式等については、追って示すこととする。

選考時と、研修出発前の健康状態が著しく異なり、長期海外旅行に耐えられないと判断した場合は、派遣決定を取り消す場合もある。

- (4) 決定
- 派遣生は選考委員による選考結果を受け、財団理事長が決定する。  
財団理事長は、各学校長と応募者及び保護者に対し、選考結果及び決定通知を送付する。
- なお、選考結果についての説明は一切しない。

### 13 派遣までの取組

- (1) 事前研修 派遣事業概要、英会話、ホームステイ、現地の歴史、生活習慣等について事前研修を行う。なお、事前研修会場への送迎は保護者が責任を持って行うこととし、財団や学校は送迎しない。
- (2) 結団式

### 14 派遣後の取組

- (1) 全体報告会及び市内各校での報告会  
財団が開催する全体報告会のほか、各校においても報告会を開催すること。各校の開催については、財団に事前に知らせること。
- (2) 事後研修と報告書の作成（派遣生）
- (3) 財団、遠野市が主催する事業への積極的な参加と協力
- (4) 研修を生かしての、国際理解及び国際交流の啓発活動の実施
- (5) 次回派遣生募集に際しての事業説明の協力

### 15 派遣生の取消し及び助成金の返還

- (1) 事前研修中、派遣中若しくは帰国後又は少なくとも高校在学中において、派遣生として不適格と認められた者は、派遣生としての資格を取消すものとする。
- (2) 上記(1)に該当した者が既に助成金を受領している場合は、当該助成金の全額を返還しなければならない。